

(5) 繁華街の安全対策委員会

1 予防対象・課題の設定根拠

予防対象1 犯罪・暴力によるけが

予防対象の選定理由	原因分析	課題																																																	
<p>区内の犯罪発生件数は年々減少している。しかし、繁華街である池袋駅周辺において、区内の犯罪及び暴行傷害の発生件数の約半数が集中している。</p> <p>図 3-32 犯罪発生件数の推移</p> <table border="1"> <caption>図 3-32 犯罪発生件数の推移 (件)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>犯罪発生件数 (総計)</th> <th>犯罪発生件数 (池袋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>4,477</td> <td>2,181</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>4,087</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>3,193</td> <td>1,424</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>3,191</td> <td>1,587</td> </tr> </tbody> </table> <p>警察統計</p> <p>図 3-33 豊島区内における暴行傷害発生状況 (2021)</p> <table border="1"> <caption>図 3-33 豊島区内における暴行傷害発生状況 (2021) (件)</caption> <thead> <tr> <th>発生場所</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>池袋</td> <td>149</td> <td>48%</td> </tr> <tr> <td>池袋以外</td> <td>161</td> <td>52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>警察統計</p>	年	犯罪発生件数 (総計)	犯罪発生件数 (池袋)	2018	4,477	2,181	2019	4,087	1,950	2020	3,193	1,424	2021	3,191	1,587	発生場所	件数	割合	池袋	149	48%	池袋以外	161	52%	<p>池袋繁華街地区は、豊島区の約1割の面積にすぎないが、暴行・傷害の発生は、繁華街地区の中でも、特に池袋駅東口西口周辺で6割近く、また、加害行為による救急搬送は、豊島区内の半数以上が繁華街から搬送されている。</p> <p>図 3-34 地区ごと 暴行・傷害発生件数の場合 (2009~2021)</p> <table border="1"> <caption>図 3-34 地区ごと 暴行・傷害発生件数の場合 (2009~2021)</caption> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南池袋 1 丁目</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>西池袋 1 丁目</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>東池袋 1 丁目</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>池袋 2 丁目</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>西池袋 3 丁目</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>東池袋 3 丁目</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>南池袋 2 丁目</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>警察統計</p> <p>図 3-35 加害による救急搬送 (2020) 【豊島区内 167 件】</p> <table border="1"> <caption>図 3-35 加害による救急搬送 (2020) 【豊島区内 167 件】</caption> <thead> <tr> <th>発生場所</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>池袋繁華街</td> <td>86</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>81</td> <td>49%</td> </tr> </tbody> </table> <p>豊島区救急搬送データ分析業務</p>	地区	割合	南池袋 1 丁目	32%	西池袋 1 丁目	31%	東池袋 1 丁目	15%	池袋 2 丁目	12%	西池袋 3 丁目	4%	東池袋 3 丁目	4%	南池袋 2 丁目	2%	発生場所	件数	割合	池袋繁華街	86	51%	その他	81	49%	<p>Ⅰ 犯罪・暴力を許さない環境</p>
年	犯罪発生件数 (総計)	犯罪発生件数 (池袋)																																																	
2018	4,477	2,181																																																	
2019	4,087	1,950																																																	
2020	3,193	1,424																																																	
2021	3,191	1,587																																																	
発生場所	件数	割合																																																	
池袋	149	48%																																																	
池袋以外	161	52%																																																	
地区	割合																																																		
南池袋 1 丁目	32%																																																		
西池袋 1 丁目	31%																																																		
東池袋 1 丁目	15%																																																		
池袋 2 丁目	12%																																																		
西池袋 3 丁目	4%																																																		
東池袋 3 丁目	4%																																																		
南池袋 2 丁目	2%																																																		
発生場所	件数	割合																																																	
池袋繁華街	86	51%																																																	
その他	81	49%																																																	

2 対策の実施状況

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③実施内容④過去1年間の改善点）		
1	環境浄化パトロール活動	①環境浄化団体（商店会、町会等）、警察、豊島区 ②有害環境（客引き・路上スカウト、違法看板、路上喫煙、放置自転車）、各種犯罪（暴行・傷害） ③環境浄化団体と警察、区が合同で定期的に繁華街をパトロールして、客引きや路上スカウト行為、違法看板などの有害環境の改善に向けた指導を行うことで、犯罪・暴力が発生しにくい環境を作る。 ④新型コロナウイルス感染拡大のため実施規模を縮小していたが、徐々に回復。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・パトロール実施回数、参加延べ人数	136回、2,779人	7回、264人	31回、876人
2	池袋駅西口駅前広場対策【新規】	①関係団体（商店会、町会等）、警察、豊島区 ②池袋駅西口駅前広場における有害環境（飲酒、路上喫煙、長居、寝そべり行為） ③対策隊員（委託警備員）により、来場者に対する啓発広報を行うとともに、行為者に対し協力要請を実施。 ④令和2年7月28日より開始。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・対策開始 ・対策隊員配置体制	未実施	令和2年7月28日開始	常時2～3名配置 (24時間365日配置)

3 再認証取得後の主な取り組み

(1) 環境浄化パトロール（対策1-1）の更なる推進

【目的】 池袋駅周辺の有害環境浄化のため

【概要】 池袋駅周辺地区における有害環境（客引き、違法看板、路上喫煙）抑止のため町会、商店会、警察、関係団体、区が一体となってパトロールを実施。2020年度中、新型コロナウイルス感染拡大のため実施回数を縮小していたが、2021年度徐々に回復。



池袋西口駅前環境浄化推進委員会



池袋西地区環境浄化推進委員会



西池袋南町会



大塚駅前環境浄化推進委員会
(池袋ではないが周辺の繁華街でも同様のパトロールを実施)

(2) 池袋駅西口駅前広場の環境浄化対策

【経緯】 この場所がかねてより昼間から飲酒、酔っ払いの寝込みなどが恒常的に行われ、空き缶や吸い殻などのゴミが大散乱し、ケンカなどのトラブルが頻発する場所であったことから、町会、商店会、駅の利用者から環境の改善が強く望まれている場所であった。

【概要】 池袋駅西口駅前広場環境浄化対策セレモニーを開催し、参加者一同による決意表明により、同所での飲酒、喫煙、長居、寝そべり行為などを禁止することを明言した。環境浄化パトロールの実施と合わせて、区による注意書きの掲示や、警備員の配置を実施している。

実施前



実施後



- 池袋駅前西口広場及び隣接する建物において、**飲酒、喫煙、長居、寝そべる行為**を禁止します。
- 空き缶、タバコ等のポイ捨て**は、条例により禁止されています。

(豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例 罰則 2万円以下の罰金)

豊島区・警視庁池袋警察署・JR 東日本・東武鉄道・東武百貨店
池袋西口駅前環境浄化推進委員会・池袋西地区環境浄化推進委員会
池袋東地区環境浄化推進委員会

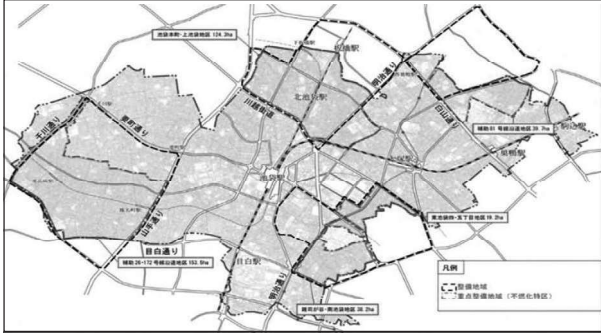
(3) 対策の見直し

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③実施内容）
【終了】 （区の事業として継続）	防犯カメラ設置	①商店会、町会、鉄道事業者、警察署、豊島区 ②池袋駅周辺の街頭 ③街頭に防犯カメラを設置する際の助成を行う。また、設置促進を図るために防犯カメラ設置による効果などをPRする。
	区内設置の防犯カメラは2018年度には1,000台を超え、2021年度までに区内は1,300台以上、池袋地区に限っても400台を超えており、一定数防犯カメラが設置されたことから対策を終了した。	
【終了】	危険ドラッグ対策	①警察、区、区立小中学校、国、東京都、警視庁 ②危険ドラッグ販売店舗、区民、小中学生 ③販売店舗への立入調査、区民集会等を関係機関と連携して行う。また、小中学生向けに危険ドラッグをはじめ、シンナー・薬物等の乱用防止のための講義を行う。
	近年は、危険ドラッグによる犯罪や事故が減少したため、対策を終了した。	
【終了】 （区の事業として継続）	客引き防止対策	①警察、区 ②客引き行為者 ③豊島区繁華街警備隊（委託警備会社）による来街者への注意喚起と客引き行為者に対する口頭指導を行うとともに、環境浄化指導員（区職員）による客引き行為者に対する指導警告を行い、勧告に従わない者から過料（5万円以下）を徴収する。
	青色防犯パトロール車等による広報・啓発活動	①環境浄化団体（商店会、町会等）、豊島区 ②池袋駅周辺を含めた区内繁華街 ③区内において、「振込め詐欺」、「ひったくり」などの被害防止広報を実施する。区内繁華街においては、環境浄化団体が実施する環境浄化パトロール活動に参加するとともに、豊島区繁華街警備隊を発足して客引き防止広報を実施し、啓発活動を行う。
	繁華街警備隊として「客引き防止策」に統合し、その後「客引き防止対策」についても暴行傷害の発生件数との連動が不明という理由から削除したため、本項目についても削除した。	

(6) 地震災害の防止対策委員会

1 予防対象・課題の設定根拠

予防対象1 地震発生直後における死傷

予防対象の選定理由	原因分析	課題												
<p>首都直下地震が発生すると、建物倒壊、家具転倒、火災により多数の死者、負傷者が発生することが予想される。</p> <p>【P24 参照】</p> <p>表 3-4 豊島区の被害想定 (M7.3、冬 夕方、風速 8m/秒)</p> <table border="1" data-bbox="186 736 529 974"> <tr><td>死者</td><td>55 人</td></tr> <tr><td>負傷者</td><td>1,362 人</td></tr> <tr><td>うち重傷者</td><td>215 人</td></tr> <tr><td>建物倒壊</td><td>816 棟</td></tr> <tr><td>建物全焼</td><td>745 棟</td></tr> <tr><td>出火件数</td><td>8 件</td></tr> </table> <p>(出典：首都直下地震による東京の被害想定)</p>	死者	55 人	負傷者	1,362 人	うち重傷者	215 人	建物倒壊	816 棟	建物全焼	745 棟	出火件数	8 件	<p>地震災害に脆弱な木造住宅密集地域が約 4 割を占めている。幅 4m未満の狭い道が多く、大きな地震災害が発生する可能性が高い。</p> 	<p>① 木造住宅密集地域の改善</p>
死者	55 人													
負傷者	1,362 人													
うち重傷者	215 人													
建物倒壊	816 棟													
建物全焼	745 棟													
出火件数	8 件													
<p>(出典：首都直下地震による東京の被害想定)</p>	<p>被害想定の中、屋内収容物による受傷割合が最も高い。</p> <p>図 3-36 重傷者の受傷理由</p> <table border="1" data-bbox="869 987 1197 1176"> <tr><td>屋内収容物</td><td>22 人</td><td>10.2%</td></tr> <tr><td>建物被害</td><td>56 人</td><td>26.2%</td></tr> <tr><td>ブロック塀等</td><td>127 人</td><td>59.3%</td></tr> <tr><td>火災</td><td>9 人</td><td>4.2%</td></tr> </table> <p>(出典：首都直下地震による東京の被害想定)</p>	屋内収容物	22 人	10.2%	建物被害	56 人	26.2%	ブロック塀等	127 人	59.3%	火災	9 人	4.2%	<p>② 各家庭での居室内の安全性確保</p>
屋内収容物	22 人	10.2%												
建物被害	56 人	26.2%												
ブロック塀等	127 人	59.3%												
火災	9 人	4.2%												
<p>被害想定では同時に 8 か所での出火が予想されており、消防署だけでは対応しきれず、火災が広がる可能性がある</p>	<p>図 3-37 重傷者の受傷理由</p> <table border="1" data-bbox="869 1317 1165 1505"> <tr><td>火災</td><td>745 人</td><td>48.4%</td></tr> <tr><td>倒壊</td><td>794 人</td><td>51.6%</td></tr> <tr><td>急斜面、倒壊</td><td>0 人</td><td>0.0%</td></tr> </table> <p>(出典：首都直下地震による東京の被害想定)</p>	火災	745 人	48.4%	倒壊	794 人	51.6%	急斜面、倒壊	0 人	0.0%	<p>③ 住民による初期対応力の向上</p>			
火災	745 人	48.4%												
倒壊	794 人	51.6%												
急斜面、倒壊	0 人	0.0%												
<p>高齢者や障害者、要介護者などは、震災時に逃げ遅れて死傷する可能性がある。</p>	<p>表 3-5 要支援者の状況</p> <table border="1" data-bbox="874 1603 1220 1756"> <tr><td>高齢者(要介護3~5)</td><td>2,227 人</td></tr> <tr><td>身体障害者(1~4級)</td><td>4,168 人</td></tr> <tr><td>知的障害者</td><td>384 人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,178 人</td></tr> </table> <p>(出典：首都直下地震による東京の被害想定)</p>	高齢者(要介護3~5)	2,227 人	身体障害者(1~4級)	4,168 人	知的障害者	384 人	合計	6,178 人	<p>④ 避難支援体制の整備</p>				
高齢者(要介護3~5)	2,227 人													
身体障害者(1~4級)	4,168 人													
知的障害者	384 人													
合計	6,178 人													
<p>池袋駅周辺に居場所のない帰宅困難者が大量に発生しパニック等による二次災害が起こる可能性がある。</p>	<p>図 3-38 重傷者の受傷理由</p> <table border="1" data-bbox="869 1883 1220 2049"> <tr><td>帰宅困難者の7割が買い物客</td><td>114,682 人</td><td>72.3%</td></tr> <tr><td>企業等</td><td>42,058 人</td><td>26.5%</td></tr> <tr><td>学校</td><td>1,921 人</td><td>1.2%</td></tr> </table> <p>(出典：内閣府)</p>	帰宅困難者の7割が買い物客	114,682 人	72.3%	企業等	42,058 人	26.5%	学校	1,921 人	1.2%	<p>⑤ 池袋駅周辺の混乱防止</p>			
帰宅困難者の7割が買い物客	114,682 人	72.3%												
企業等	42,058 人	26.5%												
学校	1,921 人	1.2%												

2 対策支援実施状況

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③実施内容④過去1年間の改善点）		
1	住民参加の防災まちづくり	①まちづくり協議会（住民、町会・自治会、商店街等）、国、東京都、豊島区 ②木造住宅密集地域 ③災害に強いまちづくりに向けたプラン提案、幅4～6m道路の拡幅整備、公園・広場等の整備を区とまちづくり協議会が連携して行う。また、まちづくりに関する取組みを協議会から地域住民に伝えるニュースを発行し、情報共有を図る。 ④コロナによる影響で会の開催が難しい中、書面開催やソーシャルディスタンスを保ち開催するなど工夫し、まちづくり協議会の運営に努めた。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・東池袋地区 協議会開催 ニュース発行 81まちづくりフェスタ ・上池袋地区 協議会開催 ニュース発行 ・池袋本町地区 協議会開催 ニュース発行 ・雑司が谷・南池袋地区 協議会開催 ニュース発行 ・補助26・172号線沿道地区協議会（懇親会）開催 ニュース発行 ・補助81号線沿道地区協議会（懇談会）開催 ニュース発行 ・震災復興まちづくり訓練	4回（延28人） 1回（各2,000部） 1回（約500人） 10回（延82人） 2回（各10,000部） 9回（延111人） 2回（各11,000部） 5回（延69人） 2回（各5,500部） 10回（延129人） 4回（各4,000部） 3回（延42人） 2回（延1,600部） 5回（東池袋4・5丁目地区、平均60名）	1回（延7人） 1回（各2,000部） コロナウイルス感染症拡大のため中止 3回（延29人） 1回（各8,700部） 3回（延41人） 1回（各11,000部） 3回（延35人） 1回（各5,500部） 5回（延185人） 3回（各3,600部） 2回（延44人） 3回（各2,000部） コロナウイルス感染症拡大のため中止	3回（延15人） 1回（各2,000部） コロナウイルス感染症拡大のため中止 4回（延40人） 1回（各8,700部） 4回（延60人） 1回（各12,000部） 4回（延100人） 1回（各5,600部） 6回（延220人） 4回（各3,600部） 2回（延50人） 2回（各2,200部） コロナウイルス感染症拡大のため中止

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③実施内容④過去1年間の改善点）		
1	住民参加の防災まちづくり	①建物所有者、東京都、豊島区、対策委員会 ②耐震基準など耐震性が不十分な建築物 ③災害時の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を進める。耐震診断と耐震改修について対策委員会での検討も踏まえ、区が助成金を交付する。 ④今年度、占有者加算を予算化（令和3年度から適応） ※各助成金とも、昭和56年5月31日以前に建築されたもの		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成 耐震改修助成 ・分譲マンション耐震診断助成	0棟 4棟 1棟	1棟 2棟 0棟	2棟 3棟 1棟
2	家具転倒防止等防災知識の普及啓発	①対策委員会、豊島区（対策委員会での検討を踏まえ、区主管職員が実施） ②区民 ③防災講話等で家具転倒防止など防災知識の普及啓発を行う。 ④防災講話の内容に新型コロナを踏まえた防災対策を取り入れた。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・区民ひろば等での防災講話	26か所 2,418人	5か所 452人	12カ所 395人
3-1	地域防災訓練の実施	①町会・自治会、区 ②区民 ③初期消火訓練や避難誘導、町会指揮本部立ち上げ訓練などを行う。 ④実績なし		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・地域防災訓練実施回数 ・地域防災訓練参加町会数（延べ）	123回 151町会	2回 1町会	16回 16町会
3-2	合同防災訓練の実施	①町会・自治会、区 ②区民 ③救援センターの開設・運営に特化した訓練を行う。 ④新型コロナを踏まえた訓練項目を取り入れた。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・合同防災訓練実施回数 ・合同防参加町会数（延べ）	11回 41町会	2回 50町会	5回 23町会

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③実施内容④過去1年間の改善点）		
4	高齢者等の安否確認・避難支援体制の確立	①地域防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署 ②災害時に援護を必要とする者 ③災害時に援護を必要とする区民の名簿を作成する。名簿は地域防災組織、消防、警察、民生委員等と共有し、平常時は見守り等に活用し、災害時には安否確認や避難誘導などに役立てる。 ④要援護者名簿を更新し、最新の情報に基づいて要援護者の把握を行った。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・要援護者の名簿作成と活用	要援護者名簿更新に係る意思確認	要援護者名簿更新	要援護者名簿配布
5-1	災害時行動ルールの普及・啓発	①事業者等、東京都、豊島区 ②区民、来街者等 ③首都直下地震の発生により駅周辺で大量の滞留者が発生することを想定して対応を訓練する。また、帰宅困難者の行動ルールや池袋駅周辺の地図を盛り込んだ携帯用リーフレットを配布する。 ④昨年度は、訓練自体を実施することができなかったが、今年度は、規模を縮小した訓練を実施する予定。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・帰宅困難者対策訓練 ・「震災時対応マニュアル」の作成、配布	・1回（11月） ・2,000部作成 891部配布	・実施なし ・100部配布	・12月実施（規模縮小） ・100部配布
5-2	帰宅困難者対策の連携強化	①事業者等、豊島区 ②区内事業所等 ③帰宅困難者の安全を確保するため、池袋駅周辺の事業者と、一時滞在施設や活動拠点運営の支援などについて協定を締結する。 ④協定締結事業者を着実に増やしている。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・事業所等との協定締結	27事業所	30事業所	30事業所

3 認証取得後の主な取り組み

(1) 木造住宅密集地域における不燃領域率改善の取り組み

【目的】 災害危険度の高い木造住宅密集地域の不燃領域率を70%に高めることで、「燃えひろがらない・燃えないまち」を作る。

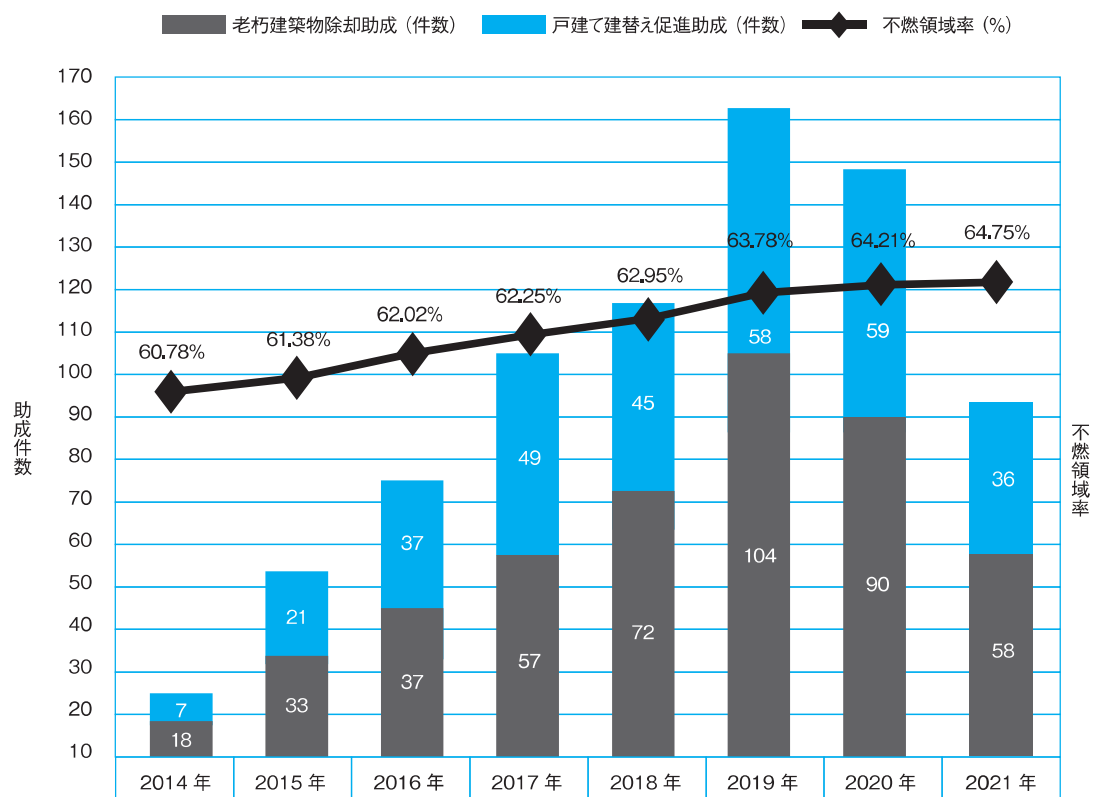
【概要】 行政機関が、燃えやすい建物の建替えを促すために老朽建築物の除却や耐火性の高い建築物の建築に要する費用の一部を助成する。

【実施地区】 東池袋四・五丁目地区、池袋本町・上池袋地区、補助26・172号線沿道長崎・南長崎・千早地区、補助81号線沿道巣鴨・駒込地区、雑司が谷・南池袋地区

※不燃領域率とは、災害時、市街地の延焼のしにくさを表す指標です。

不燃領域率が60%以上に達すると、延焼による焼失率は0%に近づき、延焼が抑制されと考えられ、70%を超えると延焼による焼失率はほぼ0%となります。

不燃化特区における助成件数と不燃領域率



	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
戸建て建替え促進助成 (件数)	7	21	37	49	45	58	59	36
老朽建築物除却助成 (件数)	18	33	37	57	72	104	90	58
不燃領域率 (%)	60.78%	61.38%	62.02%	62.25%	62.95%	63.78%	64.21%	64.75%

(2) 防災まちづくり事業の取り組み

【目的】 住民参加型の防災まちづくりを実施すること

【概要】 地域住民と区が協働してまちづくり協議会を開催し、情報共有やワークショップを行い、災害に強いまちづくりへの意識を啓発する。

事業実施地区	協議会・懇談会名
東池袋四・五丁目地区	東池袋地区補助第81号線沿道まちづくり協議会 造幣局南地区まちづくり協議会
池袋本町地区	池袋本町新しいまちづくりの会
上池袋地区	上池袋地区まちづくり協議会
補助81号線沿道巣鴨・駒込地区	巣鴨五丁目地区防災まちづくりの会、駒込六・七丁目地区まちづくり懇談会
補助26・172号線沿道長崎・南長崎・千早地区	長崎1・2・3丁目地区まちづくり協議会、長崎四丁目地区まちづくり協議会、長崎五丁目地区まちづくり協議会
雑司が谷・南池袋地区	雑司が谷・南池袋地区まちづくりの会

防災まちづくり事業実施地区の共同化検討団体

- ・池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合（2020.7発足）
- ・長崎一丁目1～5番地区防災街区整備事業準備組合（2022.10発足）
- ・長崎四丁目8～12番地区防災街区整備事業準備組合（2022.10発足）
- ・長崎四丁目26・27番地区共同化事業協議会（2022.8発足）

(3) 感震ブレーカーの普及

【目的】 災害に強いまちを目指す。

【概要】 対策委員会での検討を踏まえ、地震の際に電気を遮断し通電火災を防止する、感震ブレーカーの設置事業促進を行い、延焼の恐れのある密集市街地における普及率50%を目標とする。

【対象地域・対象家屋・対象数】 火災危険度4以上の地域・耐火造を除く全家屋・6,632棟

2019年度：南長崎3丁目地区他9地区を対象

対象件数 836棟（戸別訪問世帯） 助成件数 565件

2020年度：火災危険度4以上の地域を対象

対象件数 6,632棟 助成件数 77件

2021年度：火災危険度4以上の地域を対象

対象件数 6,632棟 助成件数 527件

累計実績：1,501件（2022年3月末現在）

対象		年度別助成件数（累計）				普及率 （%）
領域	家屋（棟）	H30	R1	R2	R3	
池袋本町3丁目	677	325	337	338	341	50.4
上池袋3丁目	727	0	137	140	140	19.3
駒込6丁目	637	0	91	95	101	15.9
駒込7丁目	399	0	43	47	52	13.0
東池袋5丁目	720	0	70	77	77	10.7
長崎2丁目	688	0	4	8	69	10.0
長崎3丁目	643	0	0	2	147	22.9
長崎4丁目	802	0	2	6	197	24.6
南長崎2丁目	503	0	0	0	116	23.1
南長崎3丁目	836	0	206	261	261	31.2
合計	6,632	325	890	974	1,501	22.63

※塗りつぶしは、個別訪問重点地域 ※2021年度より感染防止のため郵送配布

2022年3月末現在

(4)「感染症を踏まえた救援センターの開設・運営について」の動画の作成

【目的】 コロナ禍で十分な訓練ができない状況においても、各自が救援センター開設・運営要領を習得できる環境の整備

【概要】 対策委員会や地域からの要望を受け、区が下記項目ごとにチャプター分けした動画を作成し、町会に対してDVDを配布するとともに、動画をYouTubeに掲載し、誰もが視聴できる環境を整備する。

【項目】 ・救援センター到着時の対応

- ・防護服等の着脱方法
- ・受付の設営及び運営方法
- ・ソーシャルディスタンスの確保方法
- ・衛生設備の設置と運営の注意点
- ・感染が疑われる方の対応



対策委員会からは、コロナ禍により各種防災訓練が実施できない状況においても、住民の危機意識を維持できるような情報発信をすべきとの意見があり、2021年に救援センターの開設・運営方法についての動画を作成し、YouTubeで配信するなど、防災訓練以外の取り組みをしている。

動画視聴 URL

<https://www.youtube.com/watch?v=4wTlibcghGY>

検索ワード

豊島区 複合災害

検索

(7) 児童虐待の防止対策委員会

1 予防対象・課題の設定根拠

予防対象1 就学前児童の虐待

予防対象の選定理由	原因分析	課題
<p>児童虐待等の対応件数のうち就学前児童の占める割合が最も多くなっている。</p> <p>図 3-39 児童虐待の年代別件数</p> <p>2020年度 豊島区児童虐待等新規対応件数 588 件中</p>	<p>就学前児童の虐待が起きているケースの背景因子は、親の因子は「子育ての未熟さ」、子どもの因子は「育てにくさ」、家庭状況の因子では「不和・DV」がそれぞれ最も多くなっている。</p> <p>図 3-40 児童虐待の背景因子の状況</p> <p>2019年度 豊島区新規虐待対応件数中 就学前児童ケース被害等を除く 104 件 (複数回答あり)</p>	<p>① 子育て支援の充実</p>

予防対象2 虐待の潜在化

予防対象の選定理由	原因分析	課題																																																															
<p>子どもに虐待している保護者が一定層存在する。</p> <p>図 3-41 区民調査からみえる虐待</p> <p>豊島区子ども・若者総合計画策定のためのアンケート調査 (2019年3月)</p>	<p>表3-6 児童の年代及び児童虐待等の主訴別件数別 傷・痣がなく、潜在化しやすい心理的虐待の件数が最も多い。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>ネグレスト</th> <th>身体的</th> <th>心理的</th> <th>性的</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胎児</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>0~2</td> <td>18</td> <td>28</td> <td>80</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>3~6</td> <td>19</td> <td>41</td> <td>68</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>29</td> <td>71</td> <td>57</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>86</td> <td>165</td> <td>233</td> <td>5</td> <td>99</td> <td>588</td> </tr> </tbody> </table> <p>2020年度 豊島区児童虐待等新規対応の件数 588 件</p> <p>虐待を発見した際の通告制度・相談先を理解していない区民が半数近く存在する。</p> <p>図 3-42 通告制度・相談先の区民の理解状況</p> <p>「協働のまちづくりに関する区民意識調査」</p>	年齢	ネグレスト	身体的	心理的	性的	その他	計	胎児	0	0	0	0	30	30	0~2	18	28	80	0	20	146	3~6	19	41	68	0	11	139	小学生	29	71	57	1	30	188	中学生	13	11	19	2	4	49	高校生	6	3	9	0	3	21	不明	1	11	0	2	1	15	計	86	165	233	5	99	588	<p>② 早期発見・早期通告</p>
年齢	ネグレスト	身体的	心理的	性的	その他	計																																																											
胎児	0	0	0	0	30	30																																																											
0~2	18	28	80	0	20	146																																																											
3~6	19	41	68	0	11	139																																																											
小学生	29	71	57	1	30	188																																																											
中学生	13	11	19	2	4	49																																																											
高校生	6	3	9	0	3	21																																																											
不明	1	11	0	2	1	15																																																											
計	86	165	233	5	99	588																																																											

2 対策の実施状況

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点）		
1-1	親の子育て力向上支援 【ノーバディズ・パーフェクト】 【区の事業】	①豊島区（東西子ども家庭支援センター） ②出産後4、5ヶ月から1年6ヶ月程度で、養育不安等を抱えている母親 ③育てに対する過度なストレスを感じないように、自己解決力を高めるためにグループワーク。翌年に前年の受講者に対してフォロー講座の機会を提供するとともに、アンケート調査により効果の定着度を測定。（2015年度より「ポジティブ・ディシプリン」講座実施） ④新型コロナウイルス感染症対策に努めて事業を行った。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・グループワークの実施 1クール6回（1回2時間）	・5クール実施 参加者数：49人	・3クール実施 参加者数：19人	・2クール実施 参加者数：18人
	・「ポジティブ・ディシプリン」は2015年度より実施 1クール9回（1回2時間）	・1クール実施 参加者数：15人	・1クール実施 参加者数：12人	・1クール実施 参加者数：12人
親の子育て力向上支援 【ペアレント・トレーニング】 【区の事業】	①豊島区（西部子ども家庭支援センター） ②発達に課題を抱えている4歳から6歳までの子どもの保護者 ③ロールプレイ方式、子どもの「行動」に焦点を当てた効果的な対処法の習得を目指したトレーニングを行う。 翌年に前年の受講者に対してフォロー講座の機会を提供するとともに、アンケート調査により効果の定着度を測定する。 ④新型コロナウイルス感染症対策に努め3密を避けて事業を実施。			
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・ペアレント・トレーニング 1クール8回（1回1時間半）	3クール実施 参加者数：14人	1クール実施 参加者数：6人	2クール実施 参加者数：13人
	区民ひろばでの親の子育て力向上支援 【区の事業】	①豊島区（東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センター） ②主に乳幼児の保護者 ③子育てに不慣れな保護者に対して、子育て力の向上を目的とした講座を提供し、安心して子育てが行えるように支援をする。また、子育てをしている保護者同士が交流することにより孤立を防ぎ、虐待の防止につなげる。 ④新型コロナウイルス感染症対策に努めながら事業を実施。		
実施項目	2019年度	2020年度	2021年度	
・子育て講座（西部） ・出張子育て相談（東部） ・出張発達相談（西部）	1回開催 15人参加 47回開催 124人参加 29回開催 111人参加	1回開催 12人参加 32回開催 82人参加 19回開催 64人参加	1回開催 12人参加 32回開催 83人参加 28回開催 86人参加	

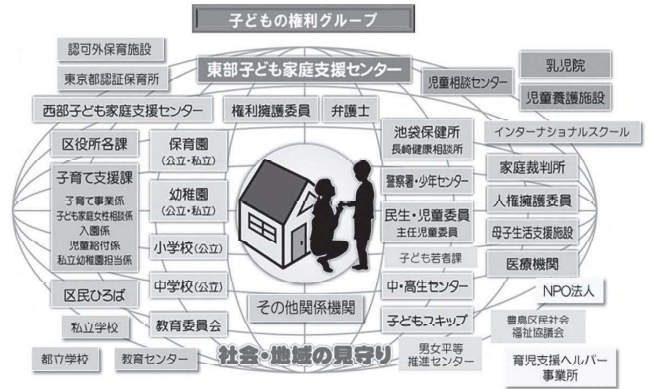
対策名		対策の概要 (①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点)		
1-2	子ども家庭支援センターにおける相談 【区の事業】	①豊島区（東西子ども家庭支援センター） ②子どもとその家族及び関係者 ③◇来所相談 育児・生活習慣・発達・家庭問題等、子育て中の家庭が抱える問題を、子ども家庭支援センターの専門相談、親子遊び広場、各種講座等において相談を受けることで、適切な支援につなぎ、養育環境や親子の心身の安定を図る。 ◇訪問相談 支援施設やサービスを利用できない家庭を訪問し、相談を受ける。また、育児の困難度が増す1歳児期に（バースデイ）訪問・サービス等に繋ぐ。相談を行い、状況により保健・医療・福祉等の機関と連携して対応する。 ④新型コロナウイルス対策で、専門相談等を電話・メールでの対応を行うようになった。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・来所相談 ・訪問相談	・7,665件 ・2,589件	・6,114件 ・3,707件	・7,792件 ・3,960件
	こんにちは赤ちゃん事業 【区の事業】	①豊島区（保健所） ②全出生家庭（0歳児） ③保健師または助産師の訪問により、乳児の成長・健康状態、母親等家族の子育ての状況を確認する。必要に応じて医療機関や子育て支援策を紹介。虐待リスクがある場合は通告する。 広報・遊び場紹介等で区民ひろばと連携。個別に民生委員と連携。 ④新型コロナウイルス感染症予防対策を行い例年通り事業を行った。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
・訪問件数	2,019件	1,634件	1,709件	
2-1	児童虐待防止ネットワークによる見守り 【区と地域の連携】	①民生・児童委員、医師・歯科医師会、警察、区福祉関係部署 ②18歳未満の子ども ③相談・通告を受け、東部子ども家庭支援センターで受理会議を開催。支援方針を立て、各種調査の上、ネットワークとの連携により、問題解決に向けての支援を行う。 ④新型コロナウイルス感染症の感染予防に努め虐待対応を行った。 対策委員もネットワークの一員として連携。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	虐待等相談対応件数	792件	995件	1,174件

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点）		
	関係機関や区民に対する講演会 【区の事業】	①豊島区 ②区民や虐待防止ネットワークを構成する機関の職員等に対し、児童虐待問題の研究者や実践者による講演を提供。子どもや家庭の異変に敏感な風土作りを推進する。 ③虐待防止の普及・啓発を目的に講演会を実施 ④地域との連携を意識した広報活動を行った。		
実施項目		2019年度	2020年度	2021年度
	・区民講演会	・38人	・66人	・60人
	・虐待防止ネットワーク職員研修・講演会	・1回目75人 ・2回目80人	・1回目72人 ・2回目は新型コロナウイルスにより中止	・1回目66人 ・2回目は予定講師の都合により中止
	・虐待防止キャンペーン参加者（啓発グッズ配布数）	・13人 （600個）	・48人 （883個）	・84人 （1,341個）

3 認証取得後の主な取り組み

(1) 児童虐待防止ネットワークの強化【対策 2-1】

区が、児童福祉法に位置付けられている児童虐待防止ネットワーク（「豊島区要保護児童対策地域協議会」）に未加入となっていた区内の私立学校・都立学校・認可外保育施設・インターナショナルスクール・都立病院等に加入の呼びかけを区が実施。再認証以降新たに40機関がネットワークに加入し、各関係機関との連携強化、児童虐待の早期発見・早期通告を図っている。対策委員もこのネットワークの一員となっている。



豊島区児童虐待防止ネットワーク図

(2) 区民・関係機関等との協働による多様な活動【対策 2-1】

虐待防止街頭キャンペーン

11月の「児童虐待防止推進月間」において、区民・児童虐待防止ネットワーク関係者・DV防止対策委員会等との協働により、区民に向けて児童虐待防止・DVの防止について呼び掛け、グッズの配布を実施。それまで実施していた池袋の繁華街ではなく、より地域に密着した駅頭・商店街に変更し複数回実施。また、子どもの面前での父母等のDVは心理的虐待に当たることから、DVの防止対策委員会と協働し、2020年度からは児童虐待防止のオレンジリボンだけでなく、DV防止のパープルリボンも配布。

【2021年度実績】参加者84人、グッズ配布数1341



駅前を中心に区内様々な場所で啓発活動を実施

オレンジリボン作成活動

区民（更生保護女性会、主任児童委員）との協働により、毎月1回児童虐待防止広報活動のためのオレンジリボンを作成。



区民の方によるオレンジリボン制作風景

(3) セーフコミュニティの拠点である区民ひろばにおける児童虐待防止の取り組み【対策 2-1】

①区民ひろば26カ所に、児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色のボードを設置し、2カ月ごとに児童虐待防止に関する啓発記事や、豊島区内の相談機関・講演会などのイベントの案内等に関する情報を掲載。

②東西子ども家庭支援センター職員による出張子育て相談を実施。子育てや発達に関する相談を受け、必要に応じて各種支援を実施。



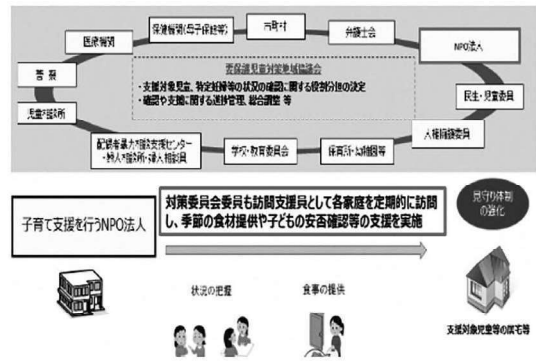
オレンジコーナー

出張子育て相談

(4) 新型コロナウイルス感染拡大に係る新たな取り組み「支援対象児童等見守り強化事業」【区の事業】

新型コロナウイルスに伴う外出自粛の影響で子どもの見守り機会が減少したことに伴い、2020年から豊島区が実施しているNPO法人に事業を委託し児童虐待防止ネットワークで見守っている家庭・一人親家庭・貧困家庭・生活基盤が不安定な外国籍の家庭など見守りが必要な家庭に対して、対策委員会の委員が支援し、区民により月1～2回季節の食材等の配布を行いつつ、子どもの様子を確認。虐待・養育上の問題等を早期に発見し、必要に応じて関係機関と連携して支援につなぐ。

- ・2020年11月～2021年2月(4か月間) 対象児童人数:457人
- ・2021年7月～2022年1月(7か月間) 対象児童人数:304人



支援対象児童等見守り強化事業

(5) 子ども向け相談カードの配布【対策委員会の意見を反映】

2019・2021年度に、子ども自身から相談できるよう豊島区立小学校4～6年生および中学校在籍児童を対象に、虐待の具体的な内容や相談先一覧を記載した「SOSカード」を配布。虐待を受けているとの認識が持てていない子ども自身に虐待の内容を知ってもらうことと、相談できる窓口があることを周知した。

- 【配布部数】2019年度(6,741部)、2021年度(7,037部)
- 【相談件数】2019年度(1件)、2021年度(2件)



子供向け相談カード

(6) 児童虐待防止区民講演会【区の事業】

豊島区が、毎年専門家等を招いて、豊島区民を対象に開催。

新型コロナウイルスの感染拡大以降は、感染防止に留意して開催。2021年度はZoomにて開催。

- 【参加者】2021年度 参加者(60人)



区民講演会ポスター



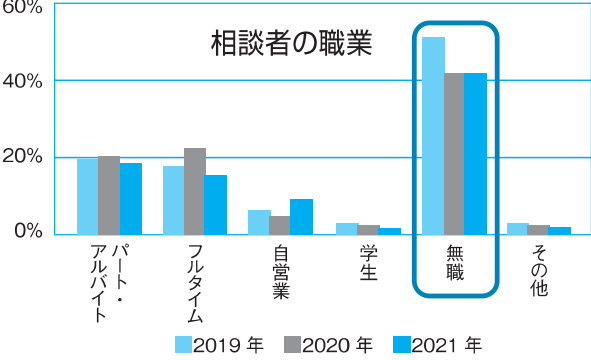
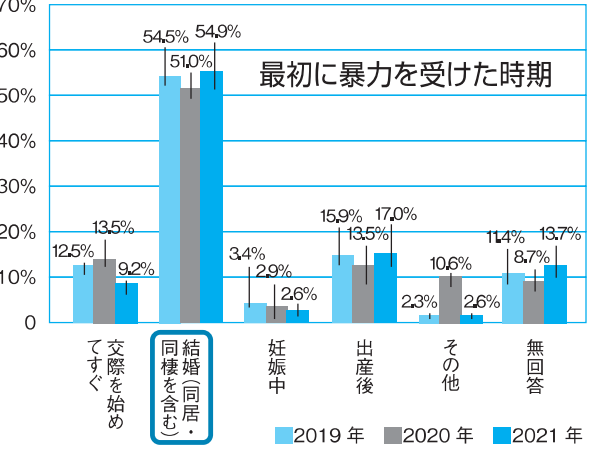
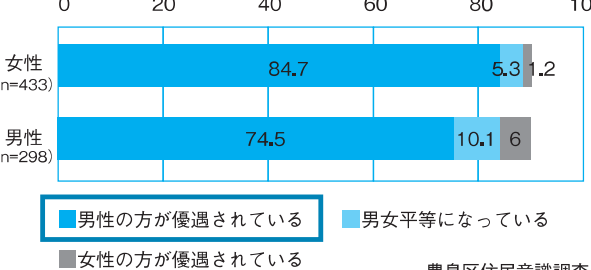
区民講演会の様子

(8) ドメスティック・バイオレンスの防止対策委員会

1 予防対象・課題の設定根拠

予防対象1 配偶者等パートナーへの暴力

予防対象の選定理由	原因分析	課題
<p>配偶者間の暴力が増加傾向にある。</p> <p>警察が検挙した暴力事案のうち、加害者の9割を男性が占める。</p> <p>加害者には男性が圧倒的に多いという事実を、個人的な問題ではなく社会の課題としてとらえる必要がある。</p> <p>図3-43 DV相談件数の推移(全国・区)</p> <p>豊島区配暴センター相談件数(区) 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移(全国)</p>	<p>①精神的・性的・経済的暴力を暴力と認知していない人が多く、男性は、暴力行為のすべての項目で、容認する割合が女性より高い。</p> <p>図3-45 精神的・性的・経済的暴力を容認する割合</p> <p>豊島区住民意識調査より</p>	<p>①DV被害の潜在化・重度化の防止</p> <p>②暴力の認知の向上</p>
<p>図3-44 配偶者間の暴力件数とそのうち夫によるもの(全国)</p> <p>豊島区配暴センター相談件数(区) 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移(全国)</p>	<p>②「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識を持つ人は、男性に多く、また、暴力を容認する割合が高い。</p> <p>図3-46 「男は仕事、女は家庭」という考え方</p> <p>豊島区住民意識調査より</p> <p>図3-47 特別役割分担意識にみる暴力への認識のちがひ 問「避妊に協力しない」は暴力にあたる</p> <p>豊島区住民意識調査より</p>	<p>③DV発生の背景にある「性別に起因する差別意識」の解消</p> <p>約3割が暴力容認</p>

予防対象の選定理由	原因分析	課題																																																																				
	<p>③図3-46のとおり、「男は仕事・女は家庭」といった固定的な性別役割分業意識を約2人に1人が肯定する傾向にあることから、女性相談者の多くは無職が最も多く、つづいてパート・アルバイトとなっている。経済的な自立への不安から、DV加害者から逃げることをためらうことがあり、男女間の経済的格差もDVの温床となっている。</p> <p>図 3-48 DV 相談者の職業</p>  <table border="1"> <caption>図 3-48 DV 相談者の職業</caption> <thead> <tr> <th>職業</th> <th>2019年</th> <th>2020年</th> <th>2021年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルバイト</td> <td>18%</td> <td>20%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>フルタイム</td> <td>18%</td> <td>22%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>自営業</td> <td>5%</td> <td>5%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>無職</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>42%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>男女平等推進センター・子育て支援課相談統計</p> <p>図 3-49 DV 相談者が最初に暴力を受けた時期</p>  <table border="1"> <caption>図 3-49 DV 相談者が最初に暴力を受けた時期</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>2019年</th> <th>2020年</th> <th>2021年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交際を始める</td> <td>12.5%</td> <td>13.5%</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>結婚(同居を含む)</td> <td>54.5%</td> <td>51.0%</td> <td>54.9%</td> </tr> <tr> <td>妊娠中</td> <td>3.4%</td> <td>2.9%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>出産後</td> <td>15.9%</td> <td>13.5%</td> <td>17.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.3%</td> <td>10.6%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>11.4%</td> <td>8.7%</td> <td>13.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>男女平等推進センター・子育て支援課相談統計</p> <p>④「社会通念・慣習・しきたり」で「男性のほうが優遇されている」との回答が男女ともに8割近くある。社会の様々な場面で男性が優遇される中で、女性軽視の意識が生まれやすい。</p> <p>図 3-50 社会における男女平等の実現度</p>  <table border="1"> <caption>図 3-50 社会における男女平等の実現度</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>男性の方が優遇されている</th> <th>女性の方が優遇されている</th> <th>男女平等になっている</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性 (n=433)</td> <td>84.7</td> <td>5.3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>男性 (n=298)</td> <td>74.5</td> <td>10.1</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>豊島区住民意識調査</p>	職業	2019年	2020年	2021年	アルバイト	18%	20%	18%	フルタイム	18%	22%	15%	自営業	5%	5%	8%	学生	2%	2%	1%	無職	50%	42%	42%	その他	2%	2%	1%	時期	2019年	2020年	2021年	交際を始める	12.5%	13.5%	9.2%	結婚(同居を含む)	54.5%	51.0%	54.9%	妊娠中	3.4%	2.9%	2.6%	出産後	15.9%	13.5%	17.0%	その他	2.3%	10.6%	2.6%	無回答	11.4%	8.7%	13.7%	性別	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	男女平等になっている	女性 (n=433)	84.7	5.3	1.2	男性 (n=298)	74.5	10.1	6	<p>③DV発生の背景にある「性別に起因する差別意識」の解消</p>
職業	2019年	2020年	2021年																																																																			
アルバイト	18%	20%	18%																																																																			
フルタイム	18%	22%	15%																																																																			
自営業	5%	5%	8%																																																																			
学生	2%	2%	1%																																																																			
無職	50%	42%	42%																																																																			
その他	2%	2%	1%																																																																			
時期	2019年	2020年	2021年																																																																			
交際を始める	12.5%	13.5%	9.2%																																																																			
結婚(同居を含む)	54.5%	51.0%	54.9%																																																																			
妊娠中	3.4%	2.9%	2.6%																																																																			
出産後	15.9%	13.5%	17.0%																																																																			
その他	2.3%	10.6%	2.6%																																																																			
無回答	11.4%	8.7%	13.7%																																																																			
性別	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	男女平等になっている																																																																			
女性 (n=433)	84.7	5.3	1.2																																																																			
男性 (n=298)	74.5	10.1	6																																																																			

2 対策の実施状況

対策名		対策の概要 (①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点)		
1	DV相談の周知	①男女平等推進センター、子育て支援課、民間支援団体、東京ウィメンズプラザ、都女性相談センター、国 ②区民、DV被害者 ③カウンセラーによるDV専門相談と、男女平等推進センター及び子育て支援課の相談員が相談を受ける一般相談(DV)等の周知にむけた支援 ④国や都が開設した24時間受付相談窓口や外国語相談窓口も掲載したDV相談窓口周知ポスターを作成し、誰にでも目につくように町会の掲示板や区民ひろば内に掲示。また、相談ステッカーを新規にデザイン制作し、区内施設の他、医療機関や専門学校、民間事業所等へ設置を拡大した。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・相談カード設置 ・相談ステッカー設置 ・専門相談件数 ・一般相談件数	・298施設 10,485枚 ・53施設 433枚 ・10件 ・525件	・298施設 8,510枚 ・－ ・20件 ・696件	・262施設 6,688枚 ・137施設 325枚 ・16件 ・557件
2	DV及びデートDV予防啓発	①男女平等推進センター、一般社団法人、NPO法人、東京ウィメンズプラザ、都女性相談センター、国 ②区民、DV被害者、中学生、高校生、大学生 ③DVの理解や対応方法を学ぶ講座を開催する。若年層に対する予防啓発の取組みとして、学校等による人権教育の実施、学校等へ出向いて実施する講座を開催支援する。 ④生徒に配布する「相談窓口一覧」に、メール相談実施先のQRコードを掲載。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・DV予防啓発講座等 ・デートDV予防啓発事業	・2回、65人参加 ・1回、79人参加	・2回、570人 ・5校、463人	・2回、45人 ・8校、766人
3	DV対応関係者の理解促進	①男女平等推進センター、子育て支援課、DV対応関係者(民生委員児童委員、弁護士、母子生活支援施設職員、警察、児童相談所職員、民間相談機関、区職員) ②DV対応関係者(民生委員児童委員、弁護士、母子生活支援施設職員、警察、児童相談所職員、民間相談機関、区職員) ③被害者等への効果的な支援にむけ、弁護士や学識経験者などを講師としたDVに関する研修に本対策委員及び関係者が参加する。 ④エポ10相談員とCSW(コミュニティソーシャルワーカー)との「顔が見える関係づくり」のため、全圏域のCSWとの面談を実施し、研修開催の際には、CSWにも参加を募った。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・DV対応関係者による情報交換、DV連絡会議 ・研修実施 ・DV対応マニュアル説明会	・1回、15人参加 ・1回、27人受講 ・1回、31人参加	・1回、15人参加 ・1回、49人受講 ・1回、23人参加	・1回、19人 ・1回、49人受講 ・2回、27人参加

3 認証取得後の主な取り組み

(1) 相談窓口周知ステッカーの制作支援

DV及び性被害者のための相談窓口の周知向上と精神的・性的暴力の認知向上による早期相談を促進するため、本対策委員会支援のもと、DV及び性暴力相談窓口周知ステッカーを新たに作成。区内公共施設へ掲出の他、区内専修学校・民間事業所等へ掲出協力依頼・配布。



(2) DV相談窓口周知ポスターの作成・掲示支援

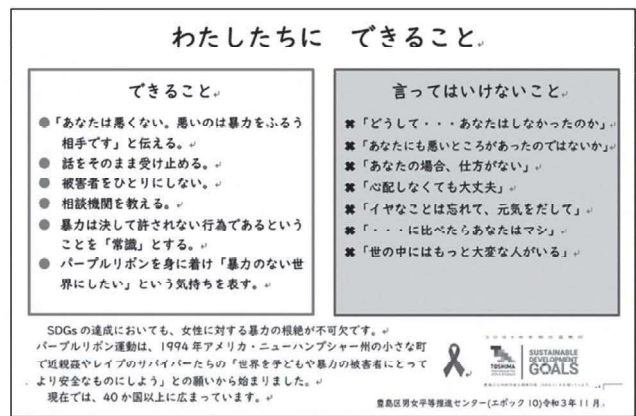
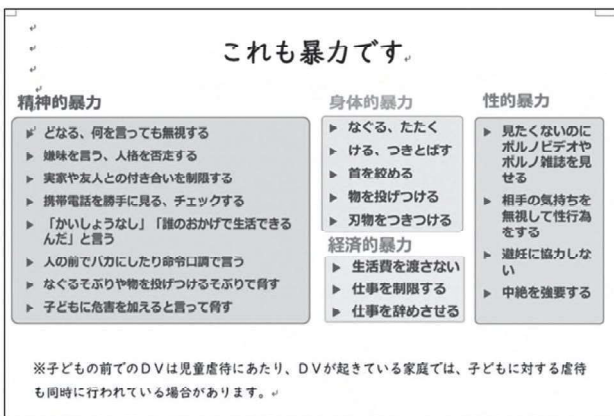
国や都が開設した24時間相談、DV相談ナビ、5言語DV相談窓口をDV相談窓口を幅広い年代に周知するため、本対策委員会支援のもと、DV相談窓口周知ポスターを作成し、区内全域の町会及び区民ひろばの掲示板に掲示。



掲示板への掲示

(3) DV相談カードやパープルリボンの区職員、民生委員・児童委員への配付

区全職員へパープルリボンを配布し装着することで、区民等に対しDV根絶の意思をアピールするとともに、民生委員・児童委員へは、DVの加害行為に気づけるよう「加害者のタイプとは?」「これも暴力です」「わたしたちにできること」等の啓発説明文入りのDV相談カードを配付。



民生委員・児童委員へ配布した「DV防止啓発ミニリーフレット」頁抜粋

(4) 児童虐待防止街頭キャンペーンにてDV相談カードの配布

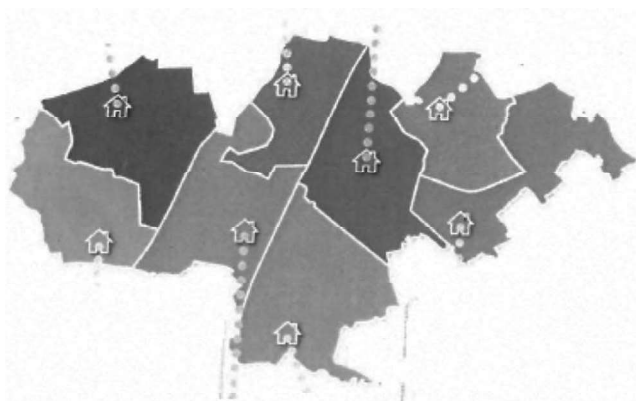
配偶者間暴力は子どもへ多大なる影響を与えることから、児童虐待防止対策委員会と連携し、児童虐待防止キャンペーンにてDV相談カードを配布。



街頭での配布の様子

(5) セーフコミュニティ構成団体との相互理解

アウトリーチ力の強みを持つCSW(コミュニティソーシャルワーカー)との連携がよりスムーズに行えるよう、男女平等推進センター相談員が、豊島区内全8圏域(16名のCSW)を訪問し、本対策委員会の構成団体である社会福祉協議会との相互役割への理解を深めた。



(6) 職務関係者研修の実施

DV被害者に対する理解を深め適切な支援ができるよう児童虐待に潜むDVをテーマに、セーフコミュニティDV防止対策委員会主催「職務関係者研修」を実施。児童虐待の防止対策委員会委員やCSW等にも参加を募り49名が参加。



(7) 区民向けコミュニケーション講座の実施

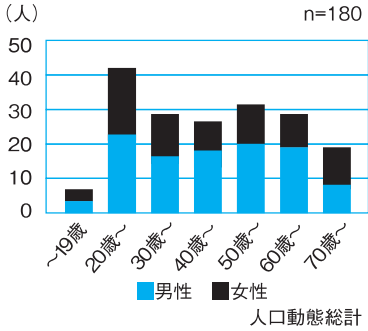
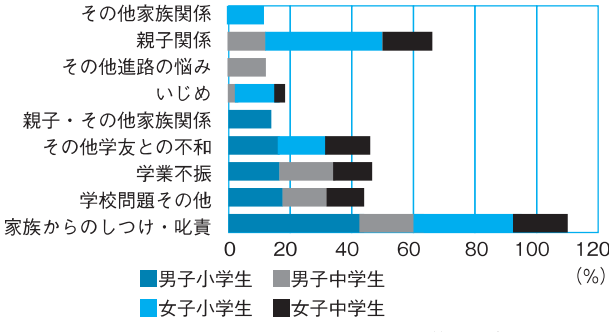
本対策委員会の課題解決のため、DVの起因の一つである「偏った力関係」に気づくために、TA(Transaction Analysis / 交流分析)もとにした夫婦間等のコミュニケーションを学ぶ講座を開催した。

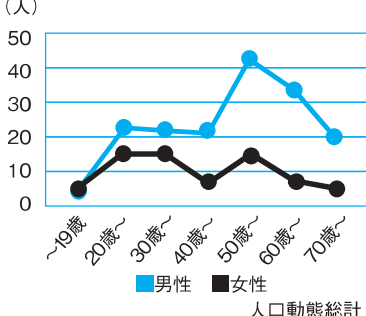
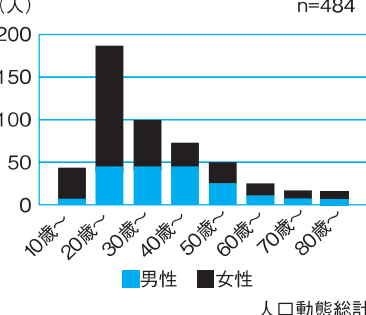
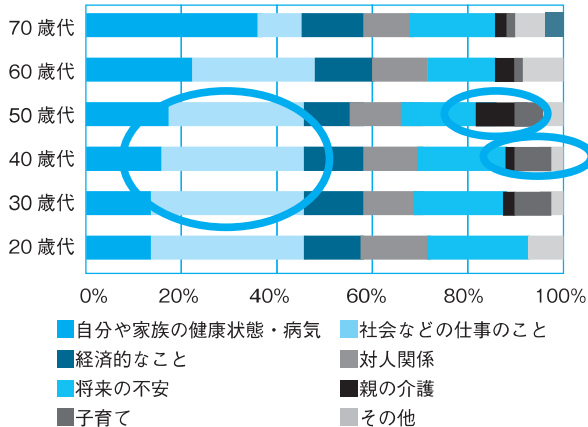
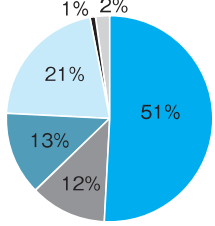


(9) 自殺・うつ病の予防対策委員会

1 予防対象・課題の設定根拠

予防対象1 子ども・若者及び中年期

予防対象の選定理由	原因分析	課題
<p>豊島区における自殺者数は20代が最も多く、自殺死亡率は50代男性が最も高い。10代から30代の死因第1位は自殺である。自殺未遂者数は20代女性が最も多い。</p> <p>図 3-51 年代別性別自殺者総数 (2016~2020年)</p>  <p>図 3-52 全国調査 小中学生における自殺の原因・動機の比率 (複数回答)</p> 	<p><子ども・若者></p> <p>①小中学生は、家庭問題が自殺（未遂含む）の大きな原因・動機になっている。安全基地がない。</p> <p>②いじめや不登校の問題がある</p> <p>図 3-52 全国調査 小中学生における自殺の原因・動機の比率 (複数回答)</p> <p>その他家族関係 親子関係 その他進路の悩み いじめ 親子・その他家族関係 その他学友との不和 学業不振 学校問題その他 家族からのしつけ・叱責</p> <p>■男子小学生 ■男子中学生 ■女子小学生 ■女子中学生</p> <p>日本財団 第3回自殺意識調査</p>	<p>1-1 心の居場所づくり</p> <p>1-2 自殺未遂者支援</p>

予防対象の選定理由	原因分析	課題
<p>図 3-53 年代別性別 平均自殺死亡率 (10万人対) (2016~2020年)</p>  <p>図 3-54 年代別性別 自損行為者総数 (2016~2020年)</p> 	<p>< 中年期 ></p> <p>①相談窓口を知らない ②特に男性は人に相談しない・できない ③40歳から50歳代の世代が抱える悩み(ストレス要因)は子育て、親の介護、仕事など多岐にわたる</p> <p>図 3-55 豊島区調査 年代別ストレスを感じたこと</p>  <p>豊島区健康に関する意識調査報告書 2020年12月より</p> <p>図 3-56 豊島区調査 気分が落ち込んだときに悩みを相談できる人や機関はあるか (40~50歳代)</p>  <p>豊島区健康に関する意識調査報告書 2020年12月より</p>	<p>2-1 部門を越えた相談窓口連携による自殺危機要因連鎖防止</p> <p>2-2 40歳から50歳代のメンタルヘルス対策</p>

2 対策の実施状況

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点）		
1-1	相談窓口の周知・連携	①医師会、薬剤師会、地域生活支援センター、法律事務所、池袋労働基準監督署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、都立精神保健福祉センター、区 ②自殺危機要因（失業、生活苦、家庭の不和、心身の病気など）のある方及び関係機関を中心に広く一般の人々 ③相談窓口や地域で活動する方を通して、自殺危機要因のある人へ情報が届くように、相談窓口の啓発と広く一般の人々を対象とした啓発 ④東武東上線駅改札にて相談窓口一覧リーフレットを配布。区民以外の方も活用できるよう広域の相談窓口一覧に変更。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	A) 相談窓口案内の配布 ・「自殺予防対応マニュアル」及びメンタルヘルス関連リーフレットの配布（令和2年度にマニュアルを改訂版作成） ・メッセージカードの配布 ・相談窓口リーフレットの配布 ・イベント「長崎こころまつり」での啓発活動	リーフレット100冊 マニュアル改訂版250冊（ゲートキーパー養成講座・講演会・関係機関等） 10,000枚（東武鉄道・JR、アニメイト、区内大学8校、専門学校37校、中央図書館等） 4,000枚（配布：精神保健相談、講演会、イベント、ゲートキーパー養成講座、区民ひろば・関係各課等） 852人参加	リーフレット44冊 マニュアル改訂版78冊（ゲートキーパー養成講座・講演会・関係機関等） 225枚（ゲートキーパー養成講座、中央図書館、関係機関等） 2,555枚（配布：精神保健相談、講演会、イベント、ゲートキーパー養成講座、区民ひろば・関係各課等） 中止	マニュアル改訂版75冊（ゲートキーパー養成講座・講演会・関係機関等） 400枚（区内大学、専門学校、中央図書館等） 4,500枚（配布：東武鉄道、区内精神科・婦人科、ゲートキーパー養成講座、関係各課等） 中止
	B) 中央図書館特集展示（こころの健康の啓発活動と精神保健関連図書の貸し出しの推進）	(9月特集展示) (再掲：リーフレット「相談窓口一覧」100枚 花のメッセージカード100枚) (3月特集展示：中止)	(9・3月特集展示) (再掲：リーフレット「相談窓口一覧」90枚 花のメッセージカード200枚)	(9・3月特集展示) (再掲：リーフレット「相談窓口一覧」100枚 花のメッセージカード100枚)
	C) 区広報（特集記事掲載）	3回 (9月1日号) (12月11日号) (2月11日号)	3回 (9月11日号) (11月1日号)	3回 (4月1日特集号) (9月1日号) (2月21日号)

対策名		対策の概要（①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点）		
1-2	ゲートキーパーの養成	①社会福祉協議会、薬剤師会、区 ②区民、民生委員・児童委員、豊島区薬剤師会、法律事務所、介護事業者、介護支援専門員、高齢者総合相談センター、理・美容師、警察、コミュニティソーシャルワーカー、地域サポーター、地域生活支援センター、帝京平成大学大学院学生、大正大学学生、保護司会、区庁内窓口職員、区民ひろば職員、生活福祉課職員 ③区民をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に「気づき」、「声をかけ」、「必要な相談機関へつなぐ」ことができるよう、ゲートキーパーを養成する。 ④対策委員会が企画から運営まで行う講座を実施【新規】。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・Ⅱ層 ・Ⅲ層	4回（150人） 4回（150人）	1回（35人） 2回（103人）	1回（124人） 1回（21人）
1-3	うつ病等の受診支援（未治療・治療中断者）	①医療機関、都立精神保健福祉センター、区 ②うつ病等の未治療者または治療中断者及びその家族・関係者 ③医療機関受診につながない患者や家族等に対して、精神科医による精神保健福祉相談を実施し、受診支援を行う。 ④地区担当保健師の受診支援に加え、精神保健相談員による訪問支援を実施。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・精神科医による精神保健福祉相談を利用した者	18回 相談者 50人	18回 相談者 38人	17回 相談者 41人
	・上記の相談者のうち、受診勧奨した者	受診勧奨者 13人	受診勧奨者 11人	受診勧奨者 6人
・6か月以内に、受診をした者及び保健福祉関係者に継続的に相談している者	受診した者等 10人	受診した者等 8人	受診した者等 5人	
2-1	若者のこころの健康づくり	①大学、専門学校、民間企業、区 ②おおむね20歳代、30歳代の区民、在学・在勤者 ③若年層のメンタルヘルスの向上を目指した情報提供及び相談窓口を周知するとともに、若年層に特化した対策の強化を図るための「若者のいのちを守る」ハートプロジェクトを展開する。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	a) 啓発リーフレット ・「メンタルヘルスケア」の個別送付 ・「メンタルヘルスケア相談窓口」個別送付 ・若者に特化した啓発（再掲：1-1）ポスターカード	(25、30、35歳) 17,985冊 (25、30、35歳) 17,985冊 150部 7,000枚 (大学8か所、専門学校37か所、民間企業区庁内等)	(25、30、35歳) 17,031冊 (25、30、35歳) 17,031冊 新型コロナウイルスの影響により中止	(25、30、35歳) 17,171冊 (25、30、35歳) 17,171冊 2部 450枚 (大学7か所)

対策名		対策の概要 (①関係者 ②対象 ③内容 ④過去1年間の改善点)		
	b) 若者との協働事業 ・「若者のいのちを守る」 ハートプロジェクトの開催	帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科と協働、年6回(6月より開催し、10月末現在2回実施)ジャンプとの協働活動実施	帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科と協働)、ジャンプとの協働活動実施	帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科と協働)、ジャンプとの協働活動実施
2-2	自殺未遂者支援	①近隣3次救急病院、東京都福祉保健局、区 ②自損行為により3次救急病院へ搬送された区民で、病院から保健所への連絡に承諾した者 ③上記の者に対して、医療が継続されるよう支援し、また自殺の要因となった問題を解決できるよう各相談機関へつなぐ ④自殺未遂者支援について、医療機関以外の関係機関からの連絡にも対応。		
	実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
	・救急医療機関からの情報提供及びアセスメント様式の活用	3医療機関 (①日本医科大学付属病院救急センター、②日本大学医学部付属板橋病院、③帝京大学医学部付属病院との連携)	3医療機関 (同左(①、②、③)との連携)	3医療機関 (同左(①、②、③)との連携)
	・救命救急センターから連絡 ・未遂者を支援した人数	1件 5件	0件 5件	0件 2件

3 認証取得後の主な取り組み

(1) 相談窓口の周知

対策委員会と行政が連携し、広く区民等に相談窓口等の周知を図るため、区内精神科及び産婦人科クリニック、区内大学へリーフレットを配布。毎年9月と3月の自殺対策月間に、図書館でこころの健康特集展示を実施。区役所に設置されている遺族手続き用の窓口にて、グリーフケアリーフレットを設置。また、東武鉄道株式会社と「いのちの安全啓発キャンペーン」を開始し、池袋駅にて警察署や民生委員等と協働してチラシやリーフレットを配布。



いのちの安全啓発キャンペーンの様子



図書館展示



相談窓口リーフレット

(2) 若者相談会

帝京平成大学大学院臨床心理学研究科と協働し、若者の目線で考える自殺予防を目的として立ち上げた『若者のいのちを守るハートプロジェクト』の活動の一環として、中高校生センタージャンプ東池袋「若者食堂」に参加。

中高生の相談を受け、必要な支援につなぐ活動を実施。中高生に年齢の近い大学生が話を聴くことで、相談しやすい環境を作っている。



若者相談会の様子

(3) 精神保健福祉講座

としまテレビや YouTube、講演会にてこころの健康に関する情報を発信。対面の講演会だけでなく、誰でもどこでも閲覧可能な SNS を利用した啓発に変更し幅広く区民に周知。



としまテレビ・YouTubeでの配信

(4) ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパー養成講座は対象を拡大。小中学校教諭（生活主任）、区新任職員・管理職を追加し、さらに区的全職員向けにeラーニングを実施【新規】。また、対策委員会において対象やテーマを検討・企画した講座を開催【新規】。



ゲートキーパー養成講座の様子